

令和2年3月19日	
担当課	人事課
所属長	松長 寿枝
電話	06-6489-6177

不適切な事務処理に関する職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

- (1) 資産統括局部長 口頭厳重注意(尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱)
- (2) 資産統括局課長 減給1月(10分の1)(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
- (3) 資産統括局技師 減給3月(10分の1)(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

2 処分年月日

令和2年3月18日(水)

3 処分の概要

資産統括局技師は、教育委員会事務局が実施する農園整備に関する工事決裁の監督員欄に、工事監督員のものではない同名の印を押印することについて提案し、これを受けた教育委員会事務局職員は、別途購入した印鑑を監督員欄に押印するに至った。

資産統括局課長は、上記押印に関しては関与していなかったが、上記工事について設計変更を行う必要があることを認識しながら、その手続きを経ないまま決裁を行っていた。またその内容についても十分な確認せずに決裁を行っていた。

当該工事については支払い手続きを完了する前に当該事務処理に気づき、正しい手続きにより事務処理を更正することができたが、委託業者や関係機関に多大な影響を与えることとなった。

よって、担当技師に対しては、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒処分として減給3月(10分の1)、課長には同規定に基づき懲戒処分として減給1月(10分の1)を行い、上司の部長に対しては、尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱の規定に基づき口頭厳重注意を行った。

以上